

(8)受験資格・適性試験合格基準

更新日 平成30年4月1日

免許種別	受験資格	合格基準		
		視力	聴力	運動能力
第一種	原付 小型特殊	・ 年齢16歳以上	試験免除	(1) 道路交通法施行令第三八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害がないこと (2) 別記1のとおり
	普通二輪	・ 年齢16歳以上		
	大型二輪	・ 年齢18歳以上		
	普通仮免	・ 年齢18歳以上		
	普通	・ 年齢18歳以上 ・ 仮運転免許証 ・ 路上練習報告書又は教習原簿	10mの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえること 〈補聴器による補われた聴力を含む〉 〈聴覚障害者の方は(9)〉	
	大型特殊 (農耕者を 含む)	・ 年齢18歳以上		
	けん引 (農耕車を 含む)	・ 年齢18歳以上 ・ 現に 大型一・二種、 中型一・二種、 準中型一種、 普通一・二種、 大型特殊一・二種 のいずれかの免許を受けている者	・ 両眼で0.8以上、かつ一 眼でそれぞれ0.5以上 ・ 深視力は、三桿法の奥 行知覚検査器により2.5 mの距離で3回検査 し、その平均誤差が2 cm以下	
	準中型	・ 年齢18歳以上 ・ 仮運転免許証 ・ 路上練習報告書又は 教習原簿		
中型	・ 年齢20歳以上 ・ 現に準中型・普通または大型特殊免許を持っていて、かつ、当該いずれかの免許を受けていた期間(停止されていた期間を除く)が通算して2年以上の方 ・ 仮運転免許証 ・ 路上練習報告書又は 教習原簿			
大型	・ 年齢21歳以上 ・ 現に中型、準中型・普通または大型特殊免許を持っていて、かつ、当該いずれかの免許を受けていた期間(停止されていた期間を除く)が通算して3年以上の方 ・ 仮運転免許証 ・ 路上練習報告書又は 教習原簿			
大型二種	・ 年齢21歳以上			

<p>中型二種 普通二種 大型特殊二種 けん引二種</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に大型、中型、準中型・普通または大型特殊免許を持っていて、かつ、当該いずれかの免許を受けていた期間（停止されていた期間を除く）が通算して3年以上の方 ・ けん引二種の場合は、上記及び「けん引免許」を持っている方受けようとしている二種免許の種類と異なる二種免許を現に受けている方 ・ 大型二種・中型二種・普通二種の場合は、上記のほか <ul style="list-style-type: none"> ▸ 試験に使用される自動車を運転できる一種免許を受けている方又は試験に使用される自動車を運転できる仮免許証 ▸ 路上練習報告書又は教習原簿 				
---	--	--	--	--	--

別記1、自動車などの安全な運国必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害があるが、法第91条の規定による条件を付すことにより、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ・ 路上練習報告書は、有資格者（当該自動車を運転できる第一種免許を通算して3年以上受けている者、当該自動車を運転できる第二種免許を受けている者、その他政令で定める者）を同乗させ、その指導の下に当該自動車を過去3ヶ月以内に5日以上道路において自動車の練習をしなければならない。
- ・ 過去に運転免許の取消処分を受けた人、または、無免許で検挙された人等は受験資格をTEL0952-98-2220へ問い合わせてください。

交通部 運転免許課